

浜松市光ファイバ網整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 浜松市光ファイバ網整備事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則(昭和55年規則第17号)及びこの要綱で定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 民間電気通信事業者の自力では整備が望めない条件不利地域の光ファイバ網整備を促進するため「静岡県光ファイバ網整備事業費補助金」を活用し、光ファイバ網整備事業を行う通信事業者に補助することにより、高速ブロードバンド・サービスが利用できる環境の早期実現を図る。また、地形的条件による地上デジタルテレビ放送難視聴の解消など、通信に留まらない光ファイバ網の多角的利用を促進し、地域間の情報格差是正、地域経済活動の活性化、豊かな市民生活の実現に資する。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる光ファイバ網整備地域は、民間電気通信事業者のみでは光ファイバ網による高速ブロードバンド・サービスが早期に提供される見込がない条件不利地域であって、別表1のいずれかに該当する地域とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表2に掲げる経費の総額とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、光ファイバ網整備事業を行う民間電気通信事業者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助対象経費の2分の1以内の額を補助する。

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第6条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書に様式第2号、様式第3号、様式第4号、経費見積書、事業計画図及び納税証明書(市税)を添付し、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第5号による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号に掲げる場

合のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その内容及び理由を記載した様式第6号による事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 施行場所の変更をしようとする場合

(2) 事業費の20パーセントを超える事業内容の変更をしようとする場合

(3) 補助事業に要する経費の配分の変更(事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。)をしようとする場合

2 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第7号による補助事業中止(廃止)申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第8号による事故報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに様式第9号による補助事業状況報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して15日を経過した日または翌会計年度の4月2日までのいずれか早い日までに、様式第10号による実績報告書に様式第2号、様式第3号、様式第4号、及び施設整備工事代金等の請求書または領収書の写し、並びに当該施設等の完成写真を添付し市長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに市の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月10日までに、前項に準ずる報告書等を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12号による請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、第9条の補助事業の中止または廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部または一部を取り消し、または変更することがある。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱またはこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(補助事業の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(補助金交付の条件)

第16条 補助事業者が補助事業によって取得し、または効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。(市長が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)

2 補助事業者が、取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部または一部を市に納付させることがある。

3 補助事業者は、取得財産等については事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(届出事項)

第17条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届出なければならない。

(1) 所在地または名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(書類の提出)

第18条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通を市長に提出するものとする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第19条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請に係る消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実施報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したのものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(本条第1号又は前号により減額したのものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第13号による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに市長に報告するとともに、交付済補助金の返還についてその指示を受けなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度から平成23年度までの補助金に適用する。
- 2 静岡県光ファイバ網整備事業費補助金交付要綱(平成20年4月1日制定)が廃止された場合は、その廃止日をもって廃止する。
- 3 第15条及び第16条各号の規定は、前2項の規定に係わらずその効力は失効しない。

別表 1

区 分	内 容
過疎地域・辺地等を含む地域	<p data-bbox="624 472 1193 506">次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="624 573 1359 902">(1) 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域(第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定される過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域)をいう。)<li data-bbox="624 920 1359 1048">(2) 辺地(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地をいう。)<li data-bbox="624 1066 1359 1193">(3) 山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。)<li data-bbox="624 1211 1359 1397">(4) 特定農山村(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定により公示された特定農山村地域をいう。)

別表 2

補助対象経費	補助対象施設
<p>光ファイバ網によるブロードバンド・サービスを提供するために必要となる施設のうち、センター施設から分岐装置等(加入者宅への引込線の直前に設置するもの)までの加入者系伝送路の施設整備に要する経費</p>	<p>1 センター施設(簡易局舎に限る。)及び当該施設に収容する施設</p> <p>(1) センター施設(簡易局舎に限る。空調設備工事、電源設備工事及び外構工事等を含む。)</p> <p>(2) 光電変換装置 局内光終端装置(OLT)、光成端架等</p> <p>(3) 送受信装置 ルータ、L2/L3スイッチ、ケーブルモデム等</p> <p>(4) 管理測定装置 ネットワーク監視装置等</p> <p>(5) 電源供給装置(簡易局舎に係るものに限る。) 受電設備、電源設備等</p> <p>2 線路設備</p> <p>(1) 線路設備 光ファイバケーブル、中継装置、電柱、鉄塔、管路、増幅器等</p> <p>(2) 分岐装置 クロージャ、カブラ、ノード等</p> <p>(3) 無線アクセス装置 アクセスポイント装置等</p> <p>3 その他光ファイバ網の整備に必要な施設</p>

様式第1号(第6条関係)

光ファイバ網整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名

年度において光ファイバ網整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 金額 円

2 事業の目的

様式第2号(第6条関係)

経費所要額内訳書(変更経費所要額内訳書、経費精算額内訳書)

総事業費 (B + C) A	補助対象 事業費 B	補助対象外 事業費 C	B に係る補助事 業者の負担額 D	市補助額 E

(注) 変更経費所要額内訳書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

(注) 経費精算額内訳書の場合は、経費所要額を上段に括弧書きし、経費精算額を下段に記載すること。

様式第3号（第6条関係）

事業費内訳書（変更事業費内訳書、支出済事業費内訳書）

費目	内訳	数量	単価	金額	備考
補助対象事業費	センター施設整備費		円	円	
	小計				
	線路設備整備費				
	小計				
	その他光ファイバ網の整備に必要な施設整備費				
	小計				
	計				
	補助対象外事業費				
	総事業費				

（注）変更事業費内訳書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

（注）支出済事業費内訳書の場合は、事業費を上段に括弧書きし、支出済事業費を下段に記載すること。

様式第4号(第6条関係)

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

整備場所	
着工(予定)日	
完了(予定)日	
整備(予定)内容	
高速ブロードバンド・サービス以外の提供(予定)サービス内容	

(注) 変更事業計画書の場合には、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第5号(第7条関係)

光ファイバ網整備事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった 年度光ファイバ網整備事業費補助金については、次のとおり交付するので通知します。

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

申請書に記載されたとおりとする。

一部修正の上、別紙のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、金 千円とする。

様式第6号(第8条関係)

光ファイバ網整備事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた光ファイバ網整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第7号(第8条関係)

光ファイバ網整備事業中止(廃止)承認申請書

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた光ファイバ網整備事業を中止(廃止)したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 事業を中止(廃止)する理由
- 2 経費の支出額内訳

経費区分	既施工部分額	未施工部分	合計
センター施設整備費			
線路設備整備費			
その他光ファイバ網の整備 に必要な施設整備費			
合 計			

3 事業再開の見通し(事業を中止する場合のみ)

- (1) 中止期間 年 月 日 から 年 月 日
- (2) 事業完了予定日 年 月 日

様式第8号(第9条関係)

光ファイバ網整備事業事故報告書

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた光ファイバ網整備事業については、下記の事故が発生したので報告します。

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 変更の内容
- 3 補助事業の現在の進捗状況
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第9号(第10条関係)

光ファイバ網整備事業状況報告書

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた光ファイバ網整備事業の実施状況について下記のとおり報告します。

記

補助事業実施状況表

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B / A)%	差額 (A - B)	実績見込額
センター施設整備費					
線路設備整備費					
その他光ファイバ網の整備に必要な施設整備費					
合 計					

様式第10号(第11条関係)

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた光ファイバ網整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

光ファイバ網整備事業費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった 年度光ファイバ網整備事業補助金については、次のとおり交付額を確定するので通知します。

- 1 補助金の交付確定額は、金 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

経費区分	交付確定額
センター施設整備費	
線路設備整備費	
その他光ファイバ網の整備に必要な施設整備費	
合 計	

様式第 1 2 号 (第 1 3 条関係)

請 求 書

金 千円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた光ファイバ網整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名

口座振込先金融機関名

座 種 別

様式第13号(第19条関係)

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた光ファイバ網整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金額の確定額(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3の額から 2の額を差し引いた額) | 金 | 円 |